

平成２６年度に実施した完了後の事後評価について

【公共事業関係費】

事業区分		事後評価実施箇所数				事後評価結果			
		５年以内	再事後評価	その他	計	再事後評価	改善措置	対応なし	評価手続中
河川事業	直轄事業	15			15			15	
ダム事業	直轄事業等	2			2			2	
合 計		17	0	0	17	0	0	17	0

（注１）事後評価対象基準

５年以内：事業完了後一定期間（５年以内）が経過した事業

再事後評価：前回の事後評価の際、その後の時間の経過、改善措置の実施等により効果の発現が期待でき、改めて事後評価を行う必要があると判断した事業

その他：上記以外の理由で事後評価の実施の必要が生じた事業

（注２）事後評価結果

再事後評価：事後評価の結果、再度事後評価の実施が必要な場合

改善措置：事後評価の結果、改善措置の実施が必要な場合

対応なし：事後評価の結果、再事後評価、改善措置が必要ない場合

（注３）直轄事業等には、独立行政法人等施工事業を含む。

完了後の事後評価結果一覧

【公共事業関係費】

【河川事業】

（直轄事業）

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
阿武隈川水防災対策特定河川事業 (丸森・梁川地区)	5年以内	57	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 約57億円、工期 平成15年度～平成21年度 B/C : 1.1 (B : 84億円、C : 79億円) (事業効果の発現状況) - 計画高水位規模の洪水に対しては、輪中堤、宅地嵩上げの実施により、家屋や農地、国道等の浸水被害を防止できる。 - 平成23年9月に発生した台風15号による洪水においては、輪中堤や宅地嵩上げの整備により、家屋や農地等の浸水被害が防止された。 (事業実施による環境の変化) - 当該地区は、阿武隈ライン舟下り観光が行われている自然豊かな地域であることから、事業メニューである輪中堤の整備においては、設置する樋門構造を門柱レスタイプに選定する等、周辺景観との調和を図った構造により整備を実施していることから、自然環境への影響は特にないものと考えられる。 (社会経済情勢等の変化) - 当該地区は、洪水等に対する危険性から災害危険区域が指定されており、建築等に対する制限がかけられていた地域であるが、当該事業により輪中堤が整備された背後地域については、洪水に対する安全性の向上に伴い、災害危険区域の指定が解除された。 (今後の事後評価の必要性) - 事業効果が発現し、費用対効果 (B/C) は事業実施後においても、1.1と事業実施効果が得られており、今後の事後評価の必要性はないと考える。 (改善措置の必要性) - 事業完了後に発生した平成23年9月洪水では、家屋等の浸水被害が生じなかったことから、当該事業による効果が確認され、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性が十分見込まれることから、改善措置の必要性はないと考える。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) - 今後の同種事業において、他機関が実施する事業と連携して進める場合には、それぞれの事業の進捗などを考慮した上で、より最適な評価手法を検討していくことが望ましい。	対応なし	東北地方整備局 河川計画課 (課長 山田 拓也)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
北上川上流特定構 造物改築事業 (JR衣川橋梁) 東北地方整備局	5年以内	107	(費用対効果分析の算定の基礎となった要因の変化) 全体事業費 107億円、工期 平成15年度～平成21年度 B/C 1.9 (B: 272億円、C: 145億円) (事業の効果の発現状況) ・事業実施前の、平成14年7月洪水(狐禅寺地点最高水位13.5m)では広範囲に外水氾濫が生じていたのに対して、平成19年9月洪水(狐禅寺地点最高水位12.18m)では外水氾濫が解消された。 ・整備前に計画規模の洪水(昭和22年9月洪水1/150)が発生した場合の想定死者数は、避難率0%で約60人、40%で約40人、80%で約10人と想定され、事業の実施により被害が軽減される。 (事業実施による環境の変化) ・自然環境の変化 JR衣川橋梁の架替に伴い、河積確保のための河道掘削、築堤がなされたが、河岸植生が回復しており、河川環境の大きな変化はないものと考えられる。 ・周辺環境との調和 JR衣川橋梁の架替にあたっては、当地域(平泉町)が岩手県景観条例の景観形成重点地域であることから、フォトモンタージュを用いて、周辺風景と調和した景観としており、景観について違和感がある等の苦情は出ていない。 (社会経済情勢等の変化) ・事業着手前の衣川右岸(JR上流区間)では、平成7年8月洪水において、広範囲の浸水被害が発生していたが、事業完成後は、洪水による氾濫被害の解消により、国道4号(奥州街道)沿いなどで宅地化が進み、人口や家屋が増加している。 ・JR衣川橋梁完成後は、水位に対する運行規制は設定されておらず、列車運行の安全性が確保された。 ・平成23年6月に開催された第35回世界遺産委員会で平泉の世界遺産登録が決議された。 ・登録された資産範囲内には衣川(北上川との合流部)が含まれており、事業実施による浸水被害解消によって、中尊寺を初めとする周辺遺産観光への安全性が確保された。 ・平泉町観光客数の推移(昭和39年～)を見ると、主要なイベント等により県内外から多くの観光客が訪れており、特に、東北新幹線開通した昭和58年以降の観光客数は年間平均200万人となり、交通網の発達とJRの安全運行や自動車交通の利便性増加が要因として挙げられる。 ・また、平泉町の文化遺産センターの年間入館者数は、世界遺産登録前の3万人程度から、登録後には6万人以上(平成24年には9万2千人)と大幅に増加している。 (今後の事後評価の必要性) ・事業効果が発現し、大きな社会情勢の変化もなく、費用対効果(B/C)は事業実施後においても1.9と事業実施効果が得られており、今後の事後評価の必要性はないと考える。 (改善措置の必要性) ・平成19年9月洪水において事業効果を発現しており、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性が十分見込まれることから、改善措置の必要性はないと考える。 (同種事業の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直しの必要性) ・事業評価の結果、同種事業の調査結果のあり方や事業評価手法についての見直しの必要性はないと考える。	対応なし	東北地方整備局 河川計画課 (課長 山田 拓也)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
雄物川下流特定構 造物改築事業 (新屋水門) 東北地方整備局	5年以内	11	(費用対効果分析の算定の基礎となった要因の変化) 全体事業費 11億円、工期 平成19年度～平成21年度 B/C 2.9 (B: 46億円、C: 16億円) (事業の効果の発現状況) ・整備前に計画規模の洪水(昭和44年7月洪水)が発生した場合、新屋水門から洪水が氾濫し浸水戸数約76戸、浸水面積約37haの被害が想定。また、想定孤立者数は、避難率0%で約70人、避難率40%で約40人、避難率80%で約10人と想定。 ・平成23年6月洪水(実績)が、本事業着手前時点に発生した場合、新屋水門から洪水が氾濫し浸水戸数約8戸、浸水面積約12haの被害が想定。 (事業実施による環境の変化) ・自然環境の変化 水門の改築前と改築後で河川敷高を変更していないことから、平水時において雄物川と旧雄物川の縦断的連続性は従来どおり確保されている。また、水門の操作は雄物川の水位が高くなる洪水時であること等から、自然環境への影響は特にないものと考えられる。 ・周辺住民の評価 新屋水門の改築と合わせて、兼用する秋田市道割山南浜線の拡幅(歩道の拡充)も行われ、交通の利便性も向上しており、周辺住民からは朝夕の交通量の多い時間帯でも、歩道があることで安心して通勤通学に利用できると好評である。 ・周辺環境との調和 新屋水門の改築にあたっては、三角沼環境整備事業(かわまちづくり)区域に位置すること等から、水門周辺との調和や視点場(歩道等から雄物川の自然景観を展望できる)等に考慮、天端空間が確保(門柱レス構造の採用)されており、景観等について調和がとれ良好となっている。 (社会経済情勢等の変化) ・新屋水門の改築と同時に、秋田市では都市計画道路として計画されている「市道割山南浜線」の道路整備が進められ、現況5,000台/日の交通量に対して、計画9,800台/日の交通量が確保でき、交通混雑が緩和されている。また、幹線道路網のネットワークの形成が図られ地域間の連携強化へつながる。 ・新屋水門改築により、背後地の安全性が確保されたことから、三角沼環境整備事業(かわまちづくり)に着手することにより、河川公園の整備も図られ、本施設の利用が多く見られる。 (今後の事後評価の必要性) ・事業効果が発現し、大きな社会情勢の変化もなく、費用対効果(B/C)は事業実施後においても2.9と事業実施効果が得られており、今後の事後評価の必要性は無いと考える。 (改善措置の必要性) ・平成23年6月出水等において事業効果を発現しており、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され事業の有効性が十分見込まれることから、今後の事後評価及び改善措置の必要性は無いと考える。 (同種事業の計画・調査のあり方や事後評価手法の見直しの必要性) ・今後の計画・調査のあり方に活かすよう考慮することとして、現状では見直しの必要性は無いと考える。	対応なし	東北地方整備局 河川計画課 (課長 山田 拓也)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
狩野川床上浸水対策特別緊急事業 (神島地区) (H17～H21) 中部地方整備局	5年以内	14	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 14億円、工期 平成17年度～平成21年度 B/C 2.1 (B: 34億円、C: 16億円) (事業の効果の発現状況) 平成23年9月洪水に対し家屋浸水被害は生じていない。 事業の実施により、計画対象である昭和57年9月洪水と同規模の洪水が発生した場合においても、床上浸水被害が解消される。 (事業実施による環境の変化) 排水機場設置に伴う自然環境への影響は特に認められない。 施設の稼働に伴う振動・騒音に対する地元住民からの苦情も特にない。 (社会経済情勢等の変化) 事業着手時と比較して人口や土地利用に現在も大きな変化はない。 (今後の事後評価の必要性) 事業完了以降、家屋浸水被害は生じていない。また、計画規模の出水に対しても、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、事後評価の必要性はないと考える。 (改善措置の必要性) 事業完了以降、家屋浸水被害は生じていない。また、計画規模の出水に対しても、本事業の実施により、浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性は十分見込まれることから、改善措置の必要性はないと考える。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 事業評価手法は妥当と考え、現時点での見直しの必要性はないと考える。	対応なし	中部地方整備局 河川計画課 (課長 柄沢 祐子)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
江の川上流水防災 対策特定河川事業 (川毛地区) (H17～H21) 中国地方整備局	5年以内	6	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 6億円、工期 平成17年度～平成21年度 B/C 1.2 (B: 9.6億円、C: 8.0億円) (事業の効果の発現状況) ・事業の実施により、近年浸水被害が発生したH11.6洪水においても家屋浸水を防止できる (事業実施による環境の変化) ・特になし (社会経済情勢等の変化) ・自治体の人口、世帯数は減少傾向となっているが整備実施前後で大きな変化はない。 ・平成18年11月に灰塚ダムが完成 (今後の事後評価の必要性) ・近年浸水被害が発生したH11.6洪水においても家屋の浸水被害を防止することができ、治水安全度の向上が図られていることから、今後の事後評価の必要性は無いと判断 (改善措置の必要性) ・当該事業は、その事業効果が十分発現していると判断され、今後の改善措置の必要性は無いと判断 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・特に同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性は無いと判断	対応なし	中国地方整備局 河川部河川計画課 (課長 榎谷 有吾)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
吉野川床上浸水対策特別緊急事業 (桑村川) (H18～H21) 四国地方整備局	5年以内	24	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 24億円、工期 平成17年度～平成21年度 B/C 3.8 (B: 125億円、C: 33億円) (事業の効果の発現状況) ・事業完了後の平成23年台風15号及び平成26年台風11号において、目標内水安全度1/10規模を上回る降雨が発生している。しかし、本事業で整備した川島排水機場改築の運用により、床上浸水被害が大幅に減少し、浸水被害軽減に大きく寄与しており、事業着手前に想定した事業効果は発現されているものと考えられる。 (事業実施による環境の変化) ・事業着手前及び完了後において特筆すべき自然環境の変化は見当たらなかった。 ・今後の自然環境においても大きな影響はないものと考えられる。 (社会経済情勢等の変化) ・桑村川流域は徳島市中心部に隣接し、ベッドタウンとして開発されている地域である。 ・約6割が第3次産業従事者であり、国道192号やJR徳島線で徳島市中心部につながり、空港や高速道路ICが30km圏内にある広域的な交通利便性の高い地域であり、さらなる利便性の向上が期待されている。 ・本事業及び本事業と連携した吉野川市による治水対策の取組により、地域の暮らしにおける安全・安心が向上し、世帯数の増加、人口の安定に寄与したと推測される。 ・浸水想定区域内には、教育機関、災害時要援護者関連施設、行政機関等がある。 (今後の事後評価の必要性) ・事業完了後の平成23年台風15号及び平成26年台風11号において目標内水安全度1/10規模を上回る降雨が発生している。しかし、本事業で整備した川島排水機場改築の運用により、床上浸水被害が大幅に減少し、浸水被害軽減に大きく寄与しており、事業着手前に想定した事業効果は発現されているものと考えられる。 ・事業目的に見合った治水効果の発現が確認できており、今後の事後評価の必要性はない。 (改善措置の必要性) ・事業目的に見合った治水効果が発現されていることから、改善措置の必要性はない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・現時点では、同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと考える。	対応なし	四国地方整備局 河川計画課 (課長 菊田 一行)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
遠賀川床上浸水対策特別緊急事業 (学頭・菰田地区) (H17～H21) 九州地方整備局	5年以内	34	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 34億円、工期 平成17年度～平成21年度 B/C 3.5 (B:184億円、C:53億円) (事業の効果の発現状況) 事業完了後、平成22年7月に大きな洪水が発生したものの、他事業(河道掘削、橋梁架替等)の効果と相まって発現し、甚大な浸水被害は発生していない状況。平成22年7月洪水は、契機となった平成15年7月洪水と同規模程度の洪水であったにもかかわらず家屋の浸水被害が大幅に減少するなど、事業効果が大きく発現している状況にある。 (事業実施による環境の変化) 河川内の工事は実施していないことから、周辺の自然環境への影響は特にないものと考えられる。 (社会経済情勢等の変化) 事業実施箇所である飯塚市の人口は大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性) (改善措置の必要性) 事業完了後、平成22年7月洪水等において、効果の発現が確認されている。また、大きな社会情勢の変化等もなく、近年の大雨の発生頻度を踏まえると当事業の重要性は依然として高く、当事業による環境の変化も特に見受けられない。よって、今後の事後評価及び改善措置の必要性は無いものとする。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 本事業は、地元自治体の協力を得ながら事業進捗を図ったことで、当初予定どおりの事業工程で完了することができた。今後も円滑な事業進捗を図るため、日頃より自治体と連携しておくことが必要である。また、今回の手法により事業評価が可能であるため、事業評価手法の見直しの必要性は無いものと思われる。	対応なし	九州地方整備局 河川計画課 (課長 宗 琢万)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
遠賀川床上浸水対策特別緊急事業 (直方地区) (H17～H21) 九州地方整備局	5年以内	10	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 10億円、工期 平成17年度～平成21年度 B/C 1.9 (B: 52億円、C: 27億円) (事業の効果の発現状況) 事業完了後、平成24年7月に大きな洪水が発生したものの、甚大な浸水被害は発生していない状況。平成24年7月洪水は、平成15年7月洪水と同規模程度の洪水であったにもかかわらず、家屋の浸水被害が大幅に減少するなど、事業効果が大きく発現している状況にある。 (事業実施による環境の変化) 河川内の工事は実施していないことから、周辺の自然環境への影響は特にないものと考えられる。 (社会経済情勢等の変化) 事業実施箇所である直方市における人口は大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性) (改善措置の必要性) 事業完了後、平成24年7月出水において、効果の発現が確認されている。また、大きな社会情勢の変化等もなく、近年の大雨の発生頻度を踏まえると当事業の重要性は依然として高く、当事業による環境の変化も特に見受けられない。よって、今後の事後評価及び改善措置の必要性は無いものとする。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 本事業は直方市の事業(放水路整備)と一体完了することで事業効果を発現するため、日頃より国・自治体と密接に連携し事業を行ったことで、当初予定どおりの事業工程で完了することができた。今後、本事業のような関係機関と連携した内水対策を実施する場合には、本事業で得られた知見を今後の事業にも役立てることが必要である。また、今回の手法により事業評価が可能であるため事業評価手法の見直しの必要性は無いものと思われる。	対応なし	九州地方整備局 河川計画課 (課長 宗 琢万)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
球磨川土地利用一 体型水防災事業 (一勝地地区) (H15～H21) 九州地方整備局	5年以内	26	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 26億円、工期 平成15年度～平成21年度 B/C 1.2 (B: 49億円、C: 39億円) (事業の効果の発現状況) 事業完了後の平成23年6月に、過去被害を受けた平成5年8月、平成7年7月、平成17年9月の洪水と同規模の洪水が発生したものの、「家屋浸水被害無し」と浸水被害は着実に減少し事業効果が大きく発現している状況。 (事業実施による環境の変化) 本事業は主に堤内地側の嵩上げであるため、水際部への自然環境の影響は少ないものと考えられる。 (社会経済情勢等の変化) 事業箇所の土地利用状況など大きく変わっておらず、治水事業の必要性は変わっていない。 (今後の事後評価の必要性) (改善措置の必要性) 事業等完了後、平成23年6月洪水において、事業効果の発現が確認されている。また、社会情勢の変化等もなく、近年の大雨の発生頻度を踏まえると当事業の必要性や重要性は依然として高く、当事業による環境の変化も特に見受けられない。よって、今後の事後評価については必要無いものとする。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 本事業では、事業着手時に想定していなかった既設護岸の空洞化等が確認されたため護岸整備の計画変更が生じたこと等により、事業費が増額する結果となった。外見的な調査のみで既存施設の健全性を判断するのではなく、事前確認の段階から電磁波探査など簡易的にでも内部調査を行うことが必要であった。本事業のように既設護岸を活用した対策を実施する場合には、本事業で得られた知見を今後の事業に役立てることが必要である。また、今回の手法により事業評価が可能であるため、事業評価手法の見直しの必要性は無いものと思われる。	対応なし	九州地方整備局 河川計画課 (課長 宗 琢万)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
白川特定構造物改築事業（JR第一白川橋梁） (H14～H21) 九州地方整備局	5年以内	44	（費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化） 全体事業費 44億円、工期 平成14年度～平成21年度 B/C 11（B：661億円、C：62億円） （事業の効果の発現状況） 事業完了後に発生した平成24年7月洪水（九州北部豪雨）時は、過去にはん濫被害をもたらした平成2年7月洪水時と同程度であったものの、第一白川橋梁付近では、浸水被害は発生していない。 （事業実施による環境の変化） 事業完了後においても、当事業による環境の変化も見受けられない。 （社会経済情勢等の変化） 平成23年に九州新幹線が開通（平成23年3月）し、平成24年には熊本市が政令指定都市へ移行され、今後さらに熊本駅周辺の再開発が進む。 （今後の事後評価の必要性）（改善措置の必要性） 事業完了後においても、当事業による環境の変化も見受けられない。白川の想定はん濫区域内にある熊本市街部は、九州新幹線の全線開業にともない更なる発展が見込まれており、今後も近年の大雨の発生頻度を踏まえると当事業の重要性は依然として高い。平成24年7月洪水等において、事業効果を発現しており、今後も引き続き浸水被害の軽減効果が期待され、事業の有効性が十分見込まれる。よって、今後の事後評価及び改善措置の必要性は無いものとする。 （同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性） 本事業では、事業着手後の関係機関との再協議において、仮設構造の見直し等により、事業費の増額、事業期間の延伸が生じた。今後、本事業のような他機関との協議が必要な場合は、事前協議においてより綿密な調整を行っておくことが必要である。 また、今回の手法により事業評価が可能であるため、事業評価手法の見直しの必要性は無いものと思われる。	対応なし	九州地方整備局 河川計画課 (課長 宗 琢万)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
天神川総合水系環境整備事業 (H10～H21) 中国地方整備局	5年以内	12	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 12億円、工期 平成10年度～平成26年度 B/C 4.1 (B: 81億円、C: 20億円) (事業の効果の発現状況) スロープや散策路、ワンド等が整備され、環境学習や地域のイベントに利用されている。 (事業実施による環境の変化) 水辺整備では散策などの日常利用の他、環境学習やイベントが実施され、地域振興のための利用がなされている。自然再生では礫河原が再生され、礫河原に特徴的な固有の生態系が見られるようになった。 (社会経済情勢の変化) 住民、自治体も連携した除草、清掃等のボランティア活動をはじめ上中下流の交流を活発化し、地域の歴史・文化を活かした特色ある流域づくりのための活動が、天神川流域会議を中心として継続的に行われている。 (今後の事後評価の必要性) 環境学習や地域のイベント等に活用され、河川景観の復元や礫河原の再生など事業効果が発現しており、今後の事後評価の必要性はないものと判断される。 (改善措置の必要性) 当初想定した事業効果が発現され、今後も多くの人々に様々な活動で利用されることが期待されるため、今後も事業効果は十分に持続していくものと考えられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 当該事業に関わる評価手法については妥当と考えられ、見直しの必要はないものと考えられる。	対応なし	中国地方整備局 河川部河川計画課 (課長 榎谷 有吾)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
藤原ダム地域連携 事業 (H18～H21) 関東地方整備局	5年以内	1.9	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 1.9億円、工期 平成18年度～平成21年度 B/C 2.9 (B: 6.9億円、C: 2.4億円) (事業の効果の発現状況) ・横山地区の多目的広場は、藤原湖マラソンのスタート、ゴール地点となるなど、スポーツイベント会場として多くの人々に利用されている(藤原湖マラソン参加者は年々増加傾向)。 ・アンケートの自由意見では、環境整備に対して肯定的な意見が多く、整備した施設の利用と周辺観光の相互利用への期待が大きい。 (事業実施による環境の変化) ・アクセス道路や駐車場、トイレを整備したことで、施設の利用環境が向上したとともに、テニスコートから多目的として改良したことで、新たな活動の場が創出され、利用者が増加した。 ・テニスコートの一部をフットサルコートに改良したほか、用具入れ、転落防止柵を設置し利用環境・安全性が向上したことで利用者が増加した。 (今後の事後評価の必要性) ・本事業により、藤原ダム周辺の利用者の安全性・利用環境が向上し、スポーツ等を目的とした利用はもとより、上下流連携の場としても活用されている。 ・よって、「藤原ダム地域連携事業」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価の必要性は認められない。 (改善措置の必要性) ・本事業により、藤原ダム周辺の利用者の安全性・利用環境が向上し、スポーツ等を目的とした利用はもとより、上下流連携の場としても活用されている。 ・よって、「藤原ダム地域連携事業」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要性は認められない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。	対応なし	関東地方整備局 河川管理課 (課長 横坂利雄)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
草木ダム地域連携 事業 (H15～H21) 関東地方整備局	5年以内	6.3	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 6.3億円、工期 平成15年度～平成21年度 B/C 6.1 (B: 57億円、C: 9.4億円) (事業の効果の発現状況) ・アンケート結果では、遊歩道及び駐車場・トイレの施設利用の満足度は、約7割の方が良くなったと回答があり、また自由意見として利用環境や安全性の向上が図られたなどの意見が寄せられ、本施設の効果が伺えるとともに、持続的な環境の維持、維持管理に関する要望等があった。 (事業実施による環境の変化) ・遊歩道及び手摺りや案内板を整備したことで、散策の安全性や眺望の快適性が向上した。 ・眺望の良い場所に視点広場や駐車場、トイレを整備し、眺望や休憩しやすい場所が創出され、利用環境が向上したことで利用者が増加した。 ・ダムサイト周辺に環境学習として利用しやすい空間を整備したことで、環境学習やイベント等の利用が可能となった。 (今後の事後評価の必要性) ・本事業により、草木ダム周辺の利用者の安全性・快適性が向上し、散策等を目的とした利用はもとより、自然環境学習の場としても活用されている。 ・よって、「草木ダム地域連携事業」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の事業評価の必要性は認められない。 (改善措置の必要性) ・本事業により、草木ダム周辺の利用者の安全性・快適性が向上し、散策等を目的とした利用はもとより、自然環境学習の場としても活用されている。 ・よって、「草木ダム地域連携事業」は目的を果たしているものと判断し、本事業の有効性は十分見込まれていることから、今後の改善措置の必要性は認められない。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・事後評価の結果、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと思われる。	対応なし	関東地方整備局 河川管理課 (課長 横坂利雄)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
室生ダム水環境改善事業 (H19～H22) 近畿地方整備局	5年以内	4	全体事業費 4億円、工期 平成19年度～平成22年度 B/C 6.5 (B: 598億円、C: 92億円) (事業の効果の発現状況) 浅層曝気施設稼働後はアオコの面積(広がり)が急激に減少した。特に本格稼働後の平成24年、25年はアオコは確認されなかった。 深層曝気施設の平成24年、25年の本格稼働により、目標とした改善範囲(EL. 258m～252m)のD0は大幅に増加した。 (事業実施による環境の変化) 本事業(H19～22: 水環境改善事業)における浅層・深層曝気施設の設置及び運用に伴う、周辺への自然環境や生活環境等へ及ぼす影響はほとんどない。 (社会経済情勢の変化) 室生ダム流域に位置する宇陀市の人口は減少傾向であるが、世帯数はほぼ横ばいである。 土地利用は田畑が微減しているが、大きな変化はない。下水道の普及率は、微増傾向である。 (今後の事後評価の必要性) 本事業(H19～22: 水環境改善事業)及び貯水池水質保全事業(H2～16)の実施により、貯水池における「アオコの発生抑制」、「底泥付近の重金属濃度の減少」の状況を確認した。 したがって、今後の事後評価の必要性はないと判断した。 (改善措置の必要性) 事業効果の発現状況からアオコと底層水質の改善措置の必要性はないと判断した。ただし、早春～初夏期における淡水赤潮は流入部を中心に発生する年もあるため、ダム管理者において水質調査と淡水赤潮発生要因の調査検討を継続する。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画・調査のあり方については今後、「貯水池水質調査計画」を見直し、継続して貯水池の状況を調査報告する。 今回、水環境改善は様々な取組みの効果が含まれていたものであり、曝気施設のみの効果を抽出して評価することが今後の課題である。	対応なし	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 由井伸直)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
室生ダム地域連携 事業 (H19～H22) 近畿地方整備局	5年以内	2.9	全体事業費 2.9億円、工期 平成19年度～平成22年度 B/C 3.0 (B: 12億円、C: 4.0億円) (事業の効果の発現状況) ダム訪問者数の半数以上を占める「平成榛原子供のもり公園」では、平成13年の完成以降、入園者数は減少傾向であったが、本事業後の平成23年度以降は、横ばい傾向になっており、ダム訪問者数も同様の傾向にあると考えられる。 (事業実施による環境の変化) 本事業の内容は、ダム直下における崩落防止、利用の少ないテニスコート敷地への展望休憩場の新設および遊歩道の設置、公園に隣接する護岸の改築・階段の改良であり、改変面積が小さく、人の利用は元々利用されていた整備箇所周辺に限定されることから、事業実施による影響はほとんどない。 (社会経済情勢の変化) 室生ダム流域に位置する宇陀市の人口は減少傾向である。 室生ダム周辺の観光客数は、平成23年度以降ほぼ横ばいで推移している。 (今後の事後評価の必要性) 本事業の実施により、「室生不思議の森公園」や「平成榛原子供のもり公園」などのレクリエーション施設と一体となって地域全体の活性化が図られていることを確認した。 したがって、今後の事後評価の必要性はないと判断した。 (改善措置の必要性) ダム貯水池周辺利用がある範囲でアンケート調査を行ったところ、事業の実施を知らなかったという意見が多かったため、事業箇所に隣接する箇所(健民グラウンドや室生不思議の森公園、平成榛原子供のもり公園など)で事業に関する情報を掲載し、さらに利用を促進することが必要である。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性はないと判断した。	対応なし	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 由井伸直)

【ダム事業】
(直轄事業等)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
留萌ダム建設事業 (S59～H21) 北海道開発局	5年以内	655	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 655億円、工期 昭和59年度～平成21年度 B/C 1.4 (B: 1,504億円、C: 1,113億円) (事業の効果の発現状況) ・洪水調節 平成22年の管理開始から平成25年までの4年間で8回の洪水調節を行い、下流の洪水被害の軽減に貢献した。なお、平成25年9月洪水では最大140m³/sの洪水調節を行い、大和田地点における水位を約1.2m低減した。 ・ダム完成後は基準地点大和田において正常流量を確保しており、流況が改善している。 (事業実施による環境の変化) ・貯水池水質について大きな変化はなく、水質は良好な状況にある。なお、平成24年以降は水温に配慮して流入水温追隨の選択取水設備運用を行っている。 ・流入河川について湛水前後で確認魚種に大きな変化は見られない。貯水池では止水性魚類の新たな生息場となっている。 ・ダム湖周辺の鳥類相及び種構成に大きな変化は確認されていない。貯水池は水鳥の新たな生息環境として利用されるようになってきている。 ・ダム湖周辺の植生について湛水前後で大きな変化は見られず安定している。 ・環境保全措置として、エゾサンショウウオの産卵池の保全措置、貴重植物及びヒメギフチョウ幼虫の食草の移植を行っており、経過を観察している。 (社会経済情勢の変化) ・水源地域である留萌市の世帯数は横ばい傾向にあるが、人口は減少傾向にある。 ・ダム周辺では一般の方々を対象とした見学会や水源地域ビジョンが主催する季節毎のイベントが実施されており、地域への情報発信に取り組んでいる。 (今後の事後評価の必要性) ・事業の効果が十分に発現しており、再事後評価の必要はないと考えられる。今後はダム等管理フォローアップ制度に基づく分析・評価を行うこととする。 (改善措置の必要性) ・事業の効果が発現されており、改善措置の必要性はないと考えられる。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ・見直し等の必要性はないと考えられる。	対応なし	北海道開発局 河川管理課 (課長 金澤裕勝)

事業名 (事業実施期間) 事業主体	該当基準	総事業費 (億円)	事後評価の評価項目	対応方針	担当課 (担当課長名)
紀の川大堰建設事業 (S53～H22) 近畿地方整備局	5年以内	1,020	(費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化) 全体事業費 1,020億円、工期 昭和53年度～平成22年度 B/C 17.9 (B: 24,013億円、C: 1,339億円) (事業効果の発現状況) ○紀の川大堰の建設により、浸水面積が約16km² (28%) 減少し、家屋浸水も約29,250戸 (37%) 減少する。 ○被害指標については、電力の停止による影響人口が約67,870人 (46%) 軽減。 ○約170haの浸水被害が生じた昭和57年8月洪水と比べ、紀の川大堰完成後に発生した同規模の平成23年9月(台風12号)洪水では、本事業により洪水時の水位が低下したため、内水被害は発生しなかった。 (事業実施による環境の変化) ○新六ヶ井堰の魚道は勾配や落差が大きく、水量が少ない時期は魚道として十分に機能していなかったが、紀の川大堰暫定運用開始以降は、多様な魚種に対応する魚道の整備と維持流量の確保によって魚道機能が向上している。 ○この結果、アユの魚道遡上数やその他の回遊性魚類の堰上流での確認種数も増加している。 (社会経済情勢の変化) ○和歌山市では、紀の川大堰建設事業による治水効果を踏まえ、直川未利用地区の活用を図った。 ○公共施設設置により直川地区周辺の交流・活動・健康拠点となった他、都市計画道路や阪和自動車道と歌山北ICが整備され、11社の企業進出による大規模商業施設や物流拠点が形成された。 ○今後更なる企業進出が期待され、紀の川大堰建設事業が地域発展に大きく寄与している。 (今後の事後評価の必要性) ○紀の川大堰建設以降、洪水時の堰上げが大幅に緩和されて水位が低減し、適切な洪水操作を行うことで、平成23年9月洪水等において、効果の発現が確認された。 ○地域の社会経済情勢としては、大堰の治水効果により公共施設の設置や都市計画道路、インターチェンジが建設された他、物流拠点、大型商業施設等の進出が見られるなど、地域の活性化に寄与しており、当事業の重要性は高い。 ○環境面では、アユの魚道遡上数や回遊性魚類の確認種数が増加しており、大堰建設に起因する周辺環境への重大な影響は見受けられない。今後も継続的に河川水辺の国勢調査等によって環境の変化を監視する。よって、今後の事後評価については、必要ないものとする。 (改善措置の必要性) ○紀の川大堰建設事業は当初想定されていた効果が発揮され、環境への重大な影響も見受けられないことから、改善措置の必要性はないものとする。 (同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性) ○紀の川大堰の事後評価の結果、同種事業の調査計画のあり方や事業評価手法についての見直しの必要はないものと思われる。	対応なし	近畿地方整備局 河川管理課 (課長 由井伸直)